

京都市告示第 29 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成20年4月3日付けで認可した地縁による団体馬ノ目町南部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成18年3月1日付けで認可した紫野西大徳寺町南部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成19年6月14日付けで認可した灰方町自治会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月10日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	京都市北区上賀茂馬ノ目町22番地の3	京都市北区上賀茂馬ノ目町33番地の16
紫野西大徳寺町南部町内会	京都市北区紫野大徳寺町67番地の26	京都市北区紫野大徳寺町67番地の62

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	岡本 幸治	春木 崇紀
紫野西大徳寺町南部町内会	北尾 保	田原 康二
灰方町自治会	長嶋 貞夫	小田 富久

3 代表者の住所

	変更前	変更後
地縁による団体馬ノ目町南部町内会	京都市北区上賀茂馬ノ目町22番地の3	京都市北区上賀茂馬ノ目町33番地の16
紫野西大徳寺町南部町内会	京都市北区紫野大徳寺町67番地の26	京都市北区紫野大徳寺町67番地の62
灰方町自治会	京都市西京区大原野灰方町511番地	京都市西京区大原野灰方町78番地の9

(文化市民局地域自治推進室)